

平成 22 年 4 月

## 公共工事の前払金の取扱いについて

茨城町公共工事の前払金取扱要綱の制定に伴い、前払金の対象及び率等については、以下のとおりとなります。

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 1 項に規定する工事又は測量（以下「工事」という。）で、請負代金額が 1 件 500 万円以上で町長が必要と認めるものについては、当該請負代金額の 3 割[土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）については 4 割]を超えない範囲内で前金払をすることとします。

算出された前払金の額に、10 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。